

貸金業法改正が違法金融に及ぼす影響

ノンフィクションライター 窪田順生

1. 「ソフトヤミ金」についての基礎知識

- A. 金利がソフトではなく「取立て」がソフト (ex. 10日で30%~50%)
- B. 10年前と違ってヤミ金がハードな取立てをする「理由」がなくなった
- C. 他に貸してくれる業者がないので完済後も利用される (リピーター率の高さ)
- D. 「孤独な人々」に対して親身になって相談にのってくれる (一本化・債務整理・世間話)
- E. 警察に通報したら「もう誰も貸してくれない」という恐怖 (信頼関係を構築)

2. 都内ソフトヤミ金業者の場合

- ・ 22歳無職女性への貸し出しに同行 (金利の説明に「そんないいから早く貸して!」)
- ・ 公務員から会社員まで幅広い顧客だが、最近増加しているのが主婦からの友人紹介
- ・ 顧客の多くが、「怖いヤミ金」ではなく「すぐに融資してくれる篤志家」と思っている。
- ・ 定期的な電話連絡・プライベートの相談 (正規業者にはないウエットな関係)
- ・ 「借金は病で治らない。俺はカウンセラーのようなもの」とうそぶく業者たち

3. 沖縄ヤミ金業者の場合

【沖縄特有の条件】

- ・ 雇用、離婚、景気など厳しい経済状況。自営業者は運転資金に窮している。
- ・ スナック経営者などの多くが「無職」。当然、正規業者からは借りられない。
→今後、景気悪化していけば他県にも同様の問題が起こる可能性も高い

沖縄で現在増加中のヤミ金業態には2種類ある

A. 登録業者の従業員からの転身組

リスクを承知しているので「短期間で荒稼ぎ」(ソフトヤミ金より高金利)

B. 本州からの進出組

ex. 多重債務者からヤミ金に転身し、沖縄に送り込まれた男。

携帯電話と運転資金500万を部下20名に渡し、月に1千万回収を目標。

逮捕の場合、絶対に「組織」に迷惑をかけず単身で罪を被ることが条件命じられている。

4.結論

- 業法改正の影響で正規業者から借りられない無職の人や自営業者が増える。
- ↓
- それでも生活をしなくては行けないので即融資してくれるヤミ金に手を出していく。
- ↓
- 「貸し手市場」となるので、かつてのような強引な取立てをしなくて済む。(ソフト化)
- ↓
- 債務者も自分の首を絞めるので通報できず、ヤミ金との「共生」を選ばざるを得ない
- ↓
- ヤミ金の手口はより巧妙となり水面下に潜り、沖縄のように大規模組織も参入
- ↓
- 闇社会の資金源として市場が確立。「優しい鎖」で縛られた債務者はSOSを発せない。

改正貸金業法によって、

「正規業者の多重債務者」を減らしたことで、「ヤミの多重債務者」が増加